

2020.4.17 付けで愛知県より以下の案内が発表されました。(県ホームページより転載)

詳細は、愛知県ホームページでご確認ください。

岡崎商工会議所

# 愛知県・市町村新型コロナウイルス感染症対策協力金について

[通常ページへ戻る](#) 掲載日:2020年4月17日更新

## 愛知県・市町村新型コロナウイルス感染症対策協力金実施概要

### 協力金の概要

#### ■趣旨

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、県の休業協力要請に応じて、要請期間中、休業要請と営業時間短縮の要請に全面的に協力いただける地元中小事業者に対し、協力金を交付いたします。

#### ■支給額

50万円(1事業者あたり)

### 対象要件

○ 新型コロナウイルス感染症「愛知県緊急事態措置」に基づく「休業協力要請」により、休業要請と営業時間短縮の要請を受けた施設を運営する県内の中小企業及び個人事業主が対象となります。

・休業要請等の対象となる施設については、次のとおりです。

[協力金交付対象施設一覧 \[PDF ファイル/60KB\]](#) ← [ホームページでご確認ください](#)

## ★協力金交付対象施設に、以下の施設が追加されました

2 営業時間の短縮を要請する施設	
施設の種類	内訳
食事提供施設 ※営業時間の短縮 朝5時から夜8時までの営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請(宅配・テイクアウトを除く) 【営業時間の短縮に応じた場合に床面積に関係なく交付対象】	飲食店
	料理店
	喫茶店
	和菓子・洋菓子店
	タピオカ屋
	居酒屋
	屋形船

・今回の協力金は、県の要請の対象となる施設について、その運営を行う事業者を対象としています。

・緊急事態措置以前に、開業しており、営業の実態がある事業者が対象となります。

・県内の事業所の休業等を行った場合が対象となります。この場合、県外に本社がある事業者も対象となります。

○ 休業協力要請期間中(2020年4月17日から5月6日までの期間)に休業等の要請に全面的にご協力いただいた中小企業及び個人事業主が対象となります。

・飲食店等の食事提供施設における営業時間短縮とは、夜20時から翌朝5時までの夜間時間帯の営業自粛に向け、営業時間を短縮することをいいます。(終日休業を含む。)

・全面的な協力とは、休業協力要請の全期間、要請に応じて休業等を行っていただくことが基本です。(17日は調整等を念頭に置いて弾力的に対応しますが、少なくとも17日夜は休業をお願いします。)

---

## 申請手続

---

### ■申請受付期間

2020年5月中旬～6月中(予定)

### ■申請に必要な書類(予定)

1) 協力金申請書(法人にあたっては「法人番号」を記入)

2) 営業実態が確認できる書類

(例)確定申告書の写しのほか、直近の帳簿、業種に係る営業許可証の写し など

3) 休業の状況が確認できる書類

(例)事業収入額を示した帳簿の写し、休業期間を告知するホームページ・店頭ポスターの写し など

4) 誓約書

※この協力金は、令和2年4月補正予算が愛知県議会で可決された場合に実施するものとします。

---

## お問い合わせ先

---

愛知県・新型コロナウイルス感染症「県民相談総合窓口」(コールセンター)

開設時間 9時～17時(土日祝日を含む毎日)

電話番号 052-954-7453

---

### [問合せ]

○新型コロナウイルス感染症に関する問合せ(県民生活への影響や経済対策など)

愛知県新型コロナウイルス感染症「県民相談総合窓口」(コールセンター)

受付時間:9時から17時まで(土日、祝日を含む毎日)ただし、4月16日(木曜日)、17日(金曜日)は午後8時まで

Tel:052-954-7453 Eメール [sodan-corona@pref.aichi.lg.jp](mailto:sodan-corona@pref.aichi.lg.jp)

○新型コロナウイルス感染症が心配なときの一般相談窓口(健康相談)

保健医療局健康医務部健康対策課 新型コロナウイルス感染症対策室 感染症グループ

Tel:052-954-6272 Eメール [kenkotaisaku@pref.aichi.lg.jp](mailto:kenkotaisaku@pref.aichi.lg.jp)